

摂津渡辺党と山城槇島氏・狛氏

—中世の武士論についての覚え書き—

小 西 瑞 恵

はじめに

京都の祇園祭や東京の山王祭¹とならんで、日本三大祭のひとつに数えられる大阪の天神祭を知らない関西人はいないであろう。大阪を代表するこの夏祭は、巨大都市大阪の毎年恒例の行事として欠かさないイベントであり、テレビなどでも取り上げられるためか、年々存在感を増していくようである。しかし、祭礼の起源や歴史的意味などについてどれだけ理解されているかという点、祇園祭などに較べて、やや認知度において劣るという印象が否めない。祇園祭と較べて、天神祭についての調査や研究が遅れているわけではないだけに、残念に思われる。たとえば、天神祭の御迎人形は元禄文化の申し子のように登場したとされ、江戸時代末期には五十余体を数えたが、現在では十六体と頭一が大阪天満宮に伝存するだけである²。かつては御旅所周辺の町々に伝えられ、天神祭の際にはまず町内に飾られ、船渡御には御迎え船の先端を飾ったという重要な存在であり、一般的には神の依代よりしろとされる。この御迎人形の起源や歴史的意味について、どの程度理解されているのかということ、心許なく思われる。

御迎人形を一覧してみて、まず驚かされるのは、いわゆる武士をモデルとした人形が多いことである。清和源氏の「八幡太郎(源)義家」「鎮西八郎(源為朝)」などが、その例である。また、「酒田公時」は、清和源氏源満仲の長男源頼光の四天王の一人であった。同じく頼光の四天王の一人渡辺綱を祖とするという渡辺党は、摂津渡辺津を本拠としていた。渡辺津は(摂津国府の)大渡・窪津とも呼ばれ、古代から中世にかけて淀川河口に位置した要津である。現在の天満橋付近を中心に、かつての大阪湾に面した広い地域を指す。渡辺津と天満宮の位置関係をみれば、御迎人形に武士が多い事実を、御迎人形が登場した江戸時代が武士を支配階級としたからだという説明ですませることはできない。天神祭は疫神を難波の海に流した御霊会であり、渡辺党はケガレを祓う任務と無縁だったとは思われないと指摘されているからである³。

ここで私が論じようとしているのは、天神祭と武士との関わりという問題にとどまらない。最近の中世史における武士論について再考し、武士とはどのような歴史的存在であったのかという問題に見通しをつけたいと考える。私見によれば、この問題に取り組むことは、日本史学にとって焦眉の急を要する現代的な課題であると思われる。

一 武士論の問題点

最近の武士論の動向を知るために、代表的な論者の一人と思われる高橋昌明の見解を、最初に検討したい。日本の古代・中世社会では、武士は芸能人だったという見解を、もっとも早く述べ

たのは佐藤進一であり、これに続いた上横手雅敬や戸田芳実、高橋昌明によって、近年の武士研究ではこれが一種の通説と化したところから、「武士を見なおす」は出発している⁴。「序章 二つの武士観」のなかで、日本史の中世という時代区分をはじめて創出し、平安期の東国で台頭した武士を新しい社会の担い手と位置づけた原勝郎（1871-1924）と、武の本体は京都の公家社会にあり、そこで発達した弓馬の道を吸収することによって武門武士の武芸が生まれたこと、都の武士に比して東国武士は必ずしも強くはなかったという久米邦武（1839-1931）の対照的な歴史観・武士観について述べているため、論旨や学説的な分類はわかりやすいものとなっている。高橋昌明は久米説に立ち、原説がその後の日本の歴史学をリードし、久米説はまったく省みられなかったが、久米説の方がより真実に近く、原の議論は一種の虚像だと断言している。

武士は芸能人という説の具体的な例としては、武士や武者が例としてあげられた『普通唱道集』の「芸能」や、『新猿楽記』の「所能」をあげ、武士とはなによりも、「武」という芸（技術）によって他と区別された社会的存在であったと定義する。また、中世で、芸能・所能に相当する言葉を他に捜すなら、『職人歌合』の「職人」がそれにあたるとした⁵。

このような高橋の武士論は、1976年の「武士の発生とその性格」⁶が最初であったと記憶するから、長年の実証の蓄積と理論的な研鑽を経たものである。中世の武士の成立と存在形態について、また武士像形成の歴史について整然と分析が行われているが、高橋自身が「付論 武士発生論と武の性格・機能をめぐって—諸氏の批判に答える—」で述べているように、この武士（発生）論は多くの論者による批判を受けた。その詳細について、ここでは立ち入らないこととする。武士の発生についての高橋説は、論理的には、それほど問題のあるものとは思えないからである。なぜならば、武士というものを身分制論として論じるならば、律令体制の時代であれ、荘園公領制の時代であれ、国家権力の中心である王権から認証され、組織化されたものとして、論じざるをえないからである。

また、武士は芸能人という説を述べる際に、「武」芸は他の芸能と異なり、人や獣の殺生をとまなう罪深く危険な芸能であり、誰もがこれをもてあそぶなら、社会生活上重大な事態がおとずれると付言し、武士たちは殺人・暗殺の常習犯で、「武士の暴力団的性格」は否定すべくもない、としているところは、従来からある武士論の定説で、まったく新しいというわけではないが、高橋説による武士論の論理的帰結として一貫している点で重要だと考える。

むしろ私が疑問をもつのは、高橋が「職能的武士論」のみを問題として、「在地領主的武士論」は、正確には武士論ではないと切り捨てている点である。武の専門家という視点を明確にした、社会的分業のレベルからの武士の規定は間違っていないが、支配階級としての武士について、抽象的なし観念的な分析に陥っていないだろうか。「芸能」とは、技芸・技術の能力の別にもとづく社会的分業のかずかずであると述べているが、このような分析視角による武士論は、社会的分業の枠組みを包括しているのだろうか。日本史学が原勝郎の主張に沿って発達してきただけに、原説の全否定は、これまでの成果である都市領主（荘園領主）制論や在地領主制論を全面的に受け止め、中世社会論をさらに豊かに成熟させていく道から、かえって遠ざかることにならないだろうか。

高橋は、近世以来の平安貴族と武士とのポジ・ネガの構図が、明治の近代史学によって一段と精緻なものになり、さらに第二次世界大戦後に歴史理論の「世界史の基本法則」と結びつくことによって、「農奴主としての在地領主が武士化し、歴史の進歩を妨げる貴族を打ちまかすという主張に発展、武士は古代から中世への社会発展の主たる起動力と考えられるに至った」と戯画的に記している。しかし、私には、日本の領主制論がそれほど単純なものであったとは到底考えられない。

石母田正が戦争中に執筆し、敗戦後の1946年にはじめて出版されたのが、東大寺領伊賀国黒田荘の10～16世紀の歴史を綿密にたどった『中世的世界の形成』であり、古代から中世、中世とその終焉という時代潮流が見事に描き出されている。石母田が真の中世の担い手とした領主は開発領主で、中世武士は多く開発領主の余裔であると書かれている。すなわち、武士団は在地領主の族的結合の軍事組織として発生し、領主階級の独自の軍事組織であることに歴史的意味があった。この領主制理論は、戦後の歴史学界に圧倒的な影響を与えるとともに、たびたび批判も受けてきた。しかし、石母田正が本当に述べたかったのは、「庄園の歴史は私にとって何よりもまず人間が生き、闘い、かくして歴史を形成してきた一個の世界でなければならなかった」という主張であり、「日本の中世の歴史は、滅ぶべくして滅びない古代と真の中世との相克の歴史」であるという歴史観であったと思う。伊賀国名張郡では、11世紀の大領主藤原実遠も、12世紀の源俊方の武士団も東大寺に敗北し、13世紀後半に出現した在地武士団を主体とする黒田悪党も南北朝時代に一応鎮圧されるが、在地武士の地域的連合という新しい傾向が生じた。しかし、村々を代表する49名の地侍（黒田悪党または、その後裔）が、東大寺に起請文を出して、守護の支配より東大寺の支配を選んだ時、古代世界は復活したと結ばれている。すなわち、タイトルとは異なり、実際に叙述されているのは、中世の敗北である。

この石母田正に対する批判としては、歴史の主人公は在地領主としての武士ではなく、民衆であると指摘した鈴木良一の批判が代表的なものである⁸。また、石母田正の領主制論に対して、1960年代後半から関西を中心に、戸田芳実・河音能平・大山喬平らの新しい領主制論が生まれてきた。ここで新領主制論とよぶ彼らの主張は、在地領主制の成立と発達をうけて、従来の古代的支配階級であった朝廷・公家・寺社勢力も、封建領主的な支配階級に進化していくというものであった。したがって、石母田説では古代的勢力とされた東大寺も、新説では中世的支配階級に進化していたことになる。当時の中世史には、荘園史や商業史などの社会経済史的研究が背景にあり、畿内の在地領主制について荘園制に依拠する領主と流通経済のうえに勢力を伸張する領主といった領主制の分類も認識されていた。石母田批判をおこないながら、やがて新領主制論とは別の立場から、権門体制論や寺社勢力論といった独自の論陣を張る黒田俊雄も、大きな影響力を及ぼしていった。

領主制論そのものは、1970年代以降の社会史盛行によって主流から後退していったが、新領主制論を担った戸田芳実・河音能平・大山喬平らは、新しい研究動向を受けとめつつ、身分制論や中世社会論といった新分野に研究を展開させていった⁹。なかでも印象的なのは、1972年に発表された黒田俊雄の「中世の身分制と卑賤観念」¹⁰で、戦後の中世身分制研究の開始を告げる記

念碑的労作だと評価されている。ここで黒田は、中世の主要な身分系列がみられる分野として、(1) 村落生活、(2) 荘園・公領の支配、(3) 権門の家産支配秩序、(4) 国家秩序、の四つを挙げ、中世の基本的な身分構成は①「王家」「撰録家」をはじめとする「貴種」、②「司・侍」、③「百姓」、④「下人」、⑤「非人」、の五つとし、①②が基本的には支配階級たる封建領主階級の身分、③は被支配身分の圧倒的部分を占める自立農民、④は経済的階級的には農奴または奴隷の性格をもつが、身分としては私人の家父長制的支配の対象として人格的に隷属しているもの、⑤は体制外の身分、「身分外の身分」であるとした。この身分制論は、非人についての規定をめぐって異論や反論を招いたが、基本的には、妥当なものとして受け入れられたと思う。私は(1)の村落生活というのは不十分で、都市生活を入れなければならないと考えている。

社会史の代表的旗手である網野善彦の仕事は、これまで述べてきたような戦後における中世史の成果を、独得の方法で体系化したものであった。網野以後の比較的新しい仕事については、個々に取り上げることにして、次に中世国家、ないし王権と直接に結びついた畿内の歴史的条件の問題を考えてみたい。

二 「中世における畿内の位置」と渡辺党

このような問題を考える際にまず回顧すべきなのは、1960年代に大阪歴史学会中世史部会がおこなった畿内の歴史的位置についての共同研究と成果である。最初に、共同研究の責任者であった三浦圭一の仕事から検討していきたい。

三浦圭一「中世における畿内の位置―渡辺惣官職を素材として―」¹¹は、摂津国の国津であり、皇室領大江御厨にも包括されていた渡辺津を本貫として、朝廷・官衙や権門勢家に奉仕した武士団渡辺党を分析したものである。

最初に、渡辺党二家(渡辺氏・遠藤氏)について、渡辺党に関する諸系図の系統は多いが、『尊卑分脈』にのせる嵯峨源氏系とするものと、『続群書類従』(第五輯下)に収録する「渡辺系図」の二つに大別され、ともに武勇の人、渡辺綱につながるという共通性を持つものに対し、『続群書類従』(第六輯下)に収められた「遠藤系図」は全く内容を異にしたものであり、渡辺党の内部は鎌倉初期あるいはそれ以前からすでに実質的に二分されており、承久の乱以降に渡辺党本流に対して遠藤家が実質的に独立し、別の系図を作ったものであるとしている。

渡辺党がその特異な一字の名乗りをもって歴史の舞台に登場するのは、源満仲の婿敦^{あつる}(宛)¹²とその養子とされる綱^{つな}の時代で、10世紀のことである。渡辺綱は源満仲の長男である摂津源氏源頼光の四天王の一人として知られ、当時都で勢力をふるった鬼同丸^{きどうまる}を倒した物語は著名である。さらに詳しく渡辺党の出自や動向について検討すると、四つの特徴が認められる。

第一に、御厨経営と関係していたことである。1089年(寛治3)、筑前国観世音寺領把岐荘(福岡県朝倉郡把木町一带)大宰府贄人松永法師が宇野御厨^{うのみくりや}(長崎県松浦市御厨町付近を中心として、伊万里湾沿岸・北松浦半島・平戸・五島方面の島々を含む地域)に納めるべきものと称して桑葉や畠地子を押妨し、観世音寺から大宰府に訴えられているが、松永法師自身は、元は京都の出で、先祖であった贄人源順から相伝した所領内でこのような行為をおこなったと弁明した。

この松永法師を三十六歌仙の一人として著名な歌人・学者源順（911-983）の子孫とただちに実証できないが、源順の父源^{こさる}拳は馬寮の下級官人左馬允であったといわれ、順は能登・和泉の国司を歴任し、983年頃に駿河国で馬の名合わせという趣向の歌合をおこなった（「源順馬名合」）。源拳ないし順が馬寮の官人として宇野御厨あたりに関係していたことがあり、その近辺に私領を開発することがあったと考えられる。渡辺党は淀川下流域の渡辺近辺を本貫とし、馬寮や大宰府、さらに権門に属する贄人としての出自をもつものがあり、広域的な活動を展開していたのである。

第二に、渡辺党は牧と関係深い。1015年（長和4）に小野宮家領河内国辛島牧（東大阪市玉串町付近か）の牧司としてみえる源訪は、渡辺党の一族であろうとされる。渡辺家・遠藤家の系図から、その官職を一覧すると、当時広くおこなわれていた売官成功のなかで、もっとも成功が多かったという左右馬寮の允や、衛門府・兵衛府に関するものが多く¹³、そのような方法を通じて牧務・牧司となり、馬の私的所有や交易による蓄財を有利にしたうえでの武士団形成が考えられる。

第三に、渡辺党は渡辺（窪津）を本貫とし、津・港湾と切り離せず、海陸にわたって極めて機動力に富んだ武士団、水軍として源平争乱期に活躍した。淀川河口近辺の港湾管掌者集団たる性格をもつゆえに、難波のことで渡辺党に関係のないものはなかったとする。

第四に、渡辺党のうちには、荘園の荘官として活躍するものが多い。たとえば、壇ノ浦合戦に活躍した渡辺呢は、これより先の1182年（寿永1）から翌年にかけて、東大寺領山城国玉井荘（京都府綴喜郡井手町井手の玉水付近）の下司として活躍した。当地は玉川下流の扇状地に位置し、山城の交通の要衝でもあった。畿内だけでなく、肥後国味木^{あまぎのしよ}荘（熊本県上益城郡御船町ほか）預所であった源憑や、文覚上人¹⁴および重源上人¹⁵も渡辺党の出自ではないかという。

このような三浦説を承けて、渡辺津と渡辺党の歴史を詳細に著したのは、河音能平の「中世前期の大阪」（『新修大阪市史』所収、1988年）である。以下はその要旨であるが、私見を加えたところもあるので、内容についての責任は私にある。

11世紀の院政期になると、朝廷の御厨子所領の撰津大江御厨に包摂されていた渡辺（窪津）および津村郷¹⁶の地に、水軍を兼ねた武士団である二家の武士団―渡辺党源氏と渡辺党遠藤氏―が住みつき、これらの武士団を統率する者が任料を献上して、蔵人所御厨子所から撰津大江御厨渡辺惣官職に任命されることになった。初代の撰津大江御厨渡辺惣官は、源（渡辺）^{つたう}伝で、同じ頃の1108年（天仁1）、河内大江御厨にも惣官職が設定された¹⁷。渡辺党二家のメンバーの多くが、「滝口」（内裏警護の武士）などとして朝廷に仕えつつ、他方で左衛門尉や右衛門尉の官職を帯びているため、彼らが検非違使として渡辺に常駐し、警察権を握っていたことが解る¹⁸。かつて戸田芳実が紹介したように¹⁹、1237年（嘉禎3）8月、四天王寺で内紛が起り、「悪党」100余人が四天王寺に乱入したとき、「渡辺惣官」がこの「悪党」を追捕しているが、渡辺は四天王寺の外港としての位置を占めていたので、渡辺惣官は検非違使としての権限を行使したのである。さらに渡辺二家は都の検非違使庁の撰津出先機関として、三国川河口の河尻諸港をはじめとする撰津国の諸港の津頭検察にあたるとともに、権門寺社・公領を問わず撰津国内に検非違使庁役を賦課する主体ともなった。

渡辺党の性格として、渡辺の地にあった式内社坐摩神社（座摩神社）の神職を、11世紀末以降渡辺遠藤氏の一族が務めていたことも重要である。「遠藤系図」によると、鳥羽上皇の時に滝口の武士であった遠藤為信の子信恒は「座摩祐四人長者」と注記され、文覚の指図で頼朝の挙兵に最初から参加した遠藤家国は「座摩祐四人長者其一人」と注記されている。また遠藤氏一族が次々と四天王寺執行しぎょうとなっている事実も、忘れてはならない。

「遠藤系図」によれば、遠藤氏一族は、摂津国衙において田所書生として大田文の作成に関わる地方事務官僚であった。また、平家の家人であった遠藤頼方は、摂津・和泉・紀伊三ヶ国の総追捕使に任じられたと記されている。このように、摂津国衙の在庁官人である渡辺党遠藤氏は、地方事務官僚であるが、軍事的統率権を掌握する総追捕使にも任命されていた。

保元の乱の時に、渡辺党は摂津源氏源頼政の主戦力として戦っているが、この乱では頼政は脇役であった。平治の乱においても、300余騎を率いた源頼政は、源義朝方に加わっていたが、日和見を決め込むという有様で、はなはだ武士らしくない態度であった。しかし、結果的に、清和源氏のなかで、頼政だけが都に生き残るということになった。したがって、平氏政権下における渡辺党の主力は頼政の家人であったが、渡辺及およびのように一貫して平氏方で福原の合戦で討死した者や、競のように頼政に主従の盟約を誓いながら、平宗盛に属した者もいた。

「渡辺系図」によると、平氏政権下の摂津渡辺惣官は頼政の家人渡辺授であったが、前述の遠藤頼方にみるように、渡辺党遠藤氏の主力は平氏の家人となっていた。惣官職は渡辺授が頼政と自刃してからは、渡辺氏の手を離れて遠藤頼方の兄弟遠藤盛延が帯びている。しかし、渡辺党遠藤氏の出身である文覚が伊豆で頼朝の挙兵を促したとされ、源平の争乱の過程で、源氏に属していった者が多い。源平の争乱において、水軍としての摂津渡辺党の果たした役割は大きく、平氏追討に関わる義経の戦果のほとんどは、渡辺党の支えによるものだといっても過言ではない。

鎌倉時代になると、渡辺惣官職は遠藤氏が独占するようになった。内蔵寮が御厨子所領を管轄するようになり、13世紀中葉には摂津大江御厨渡辺惣官職も、内蔵寮から補任されるようになった。鎌倉時代における遠藤氏は、鎌倉幕府の忠実な有力西国御家人であった。

一方、渡辺党源氏一族は、より複雑な政治的軍事的動向を示している。惣官渡辺学の子生・守は関東御家人にはならず、後鳥羽上皇に仕え、承久の乱で京方について兩人とも討死した。生の孫定は後堀河上皇に仕えるとともに、関東御家人として本領安堵され、大番役を務めている。その子孫の集・運は、それぞれ後堀河上皇・四条天皇の滝口の武士であり、左衛門尉の官職を得て検非違使庁の出先機関の任務に就いていた。渡辺運は渡辺惣官に任命されたが、すぐに惣官職を遠藤氏に奪回されている。渡辺運の子応は関東御家人として勲功をあげ、越後国三島郡赤田保（新潟県刈羽郡刈羽村）の地頭に任命され、子孫はその地頭職を世襲した。応の孫で赤田七郎備の子渡辺照（四天王寺僧でもあったと思われる照法師）は、渡辺津を本拠に南北朝内乱期に南朝方として参戦し、1337年（延元2・建武4）後醍醐天皇の綸旨によって、摂津国難波荘（大阪市浪速区北部）地頭職を宛行われている²⁰。照は荘内に地頭屋敷を構え、周囲に堀をめぐらした。その「堀屋敷」の広さは、1町8反264歩であった²¹。また、1341年（興国2・暦応4）には、後村上天皇綸旨によって、照は越中国上津見保（富山県東砺波郡城端上見付近）を賜っている²²。

1369年（正平24・応安2）頃、難波荘とその南方にあった木津浦とが境界をめぐる争論らしく、天王寺宮にあてた9月26日の後村上天皇綸旨案は、渡辺惣官照法師が訴えたこの境争論について、早く寺家に下知されるようにと命じている。当時、木津浦が難波荘と境界を接していたことと、四天王寺領であったことが解る²³。おそらく難波荘地頭照法師が、難波荘方の立場で、木津浦方と対決したものであろう。

承久の乱以降には、大阪湾上の海上警察権について、検非違使庁撰津国出張所としての権限は縮小され、六波羅探題の指揮下に渡辺惣官が主としてその任務に当たっていたと考えられる。鎌倉時代の四天王寺内では、執行職をめぐる渡辺党遠藤氏一族の争いが激化しており、寺を焼こうとする者さえ出るほどであった²⁴。

渡辺津の関については、1289年（正応2）に東大寺僧性海が魚住泊の修理工料として、播磨室泊、撰津尼崎・渡辺のうちから一カ所を選び、10年間を期限として、石別1升の津料米を寄港貨物船から徴収して充てたいと朝廷に申請し、それを認める宣旨を得た²⁵。この史料により、13世紀中頃には、渡辺に関が設置されていたと考えられる。1301年（正安3）に渡辺津は神崎津と共に奈良興福寺の料所に充てられたが、1312～17年（正和年間）以後は、兵庫津・神崎津と併せて「撰津三箇津」として、おもに東大寺の修理工料所に充てられている。渡辺津の関務を請負っていたのは渡辺党遠藤氏一族であった。この頃から、次第に渡辺津は和泉国堺津にその地位を譲ることになった。1565年（永禄8）11月、三好長慶の家臣等は、渡辺荘の名主・百姓等に、その年貢は渡辺与左衛門（吉）と池永左京亮入道とに半分ずつ納めるようにと命じている²⁷。

渡辺惣官家が史料から姿を消すのは、16世紀である。『渡辺系図』によると、甚七と称した渡辺満が、筒井順慶の子息で1585年（天正13）伊賀上野城主となった伊賀守定次に従ったという。この満の子で、興福寺興善院範専律師という者が系図に見える²⁸。永島福太郎は、天正の頃、渡辺氏が筒井氏に従って奈良に去ったとしている。詳細はともかく、1739年（元文4）渡辺惣官家の渡辺久が広橋保教の養子となった際に、系図や古文書等を持参した事は記録がある。永島福太郎が解説しているように、「渡辺惣官家文書」は1692年（元禄5）に水戸黄門の家臣佐々宗淳（水戸黄門漫遊記でいう「助さん」）が南都で調査し、その復命書である『南行雑録』に一部が掲載されている。奈良県吉野郡下市町大字広橋の広橋家で、大和下市町史編集の人々によって再発見されたのは1961年で、現在は奈良県文化財に指定されている。

他の渡辺氏一族については、草戸千軒遺跡で著名な備後の草津（広島県福山市）に関わりをもつ一族について、戦国期の動向を知ることができる²⁹。また、渡辺氏の分流は、室町末期に三河国に移り徳川氏に仕えたといい、譜代として、和泉国伯太藩（大阪府和泉市）1万3000石の藩主に封じられ、明治維新後は子爵になっている³⁰。

三 山城槇島惣官家・狛氏について

以上にみたような渡辺惣官家の歴史を、中世の武士論ないしは在地領主制論のうえに位置づけるために、他の畿内の武士団との比較検討がおこなわれてきた。河内国から撰津国にわたる広大な水面（河内湖や河川）・港湾等を所領とした皇室領大江御厨に関係する武士団という観点から、

大江御厨の山本・河俣両執当職をもち、御厨の現地管理人である河内国水走氏が、これまでに取
り上げられてきた。河音能平は、中世の武士団について開発領主型と非開発領主型という二類型
で分類をおこない、渡辺党は非開発領主型、水走氏は開発領主型に属すとしている。

私も水走氏について、『門真市史』や「水走氏再論」で分析をおこなった³¹。水走氏も渡辺党
が示す四つの特徴（御厨経営・牧との関係・水軍・荘官）すべてにおいて共通する存在形態であ
るが、平安時代の12世紀に河内郡有福名水走開発田（東大阪市水走）を開発し、また源平争乱
期の1184年（寿永3）2月に源義経から本領と本宅を安堵されて鎌倉御家人になったことで、渡
辺党と区別される。河内国一宮の枚岡社社務職・枚岡若宮神主職・権禰宜職および惣長者職など
を有した社会的地位や、五条屋敷および山本七カ郷の具体的な分析を通じて、水走氏による領主
支配の地域的構造も明らかになっている。武士団としての兵力についても、一応の分析をおこ
なったことがある。残された問題は、水走氏の大江御厨山本・河俣両執当職のうち、史料上の限
界もあって河俣執当職についての分析が不十分な点であろう。河俣は旧大和川の分流が勿入淵
（広見池）に注ぎこむ地点一帯をさすから、河俣執当職だけをみるならば、渡辺党が示す存在形
態と異なる非開発領主型ということになる。1333年（元弘3）の内蔵寮目録では、「河内国
河俣御厨三千疋三月分・河内国大江御厨田代二百余町・同御厨撰津国渡部被補惣官任料百五十貫
文・同御厨内津村郷」とみえ、河俣御厨が大江御厨から分離しているのも、自然であろう。1384
年（至徳1）には、「河俣御厨執当給」等が水走文書にみえるから、なお水走氏が現地管理人で
あった。

また、私は都市の保という観点から、宇治の十番保と宇治郷の産土神である宇治神社（宇治神
社・宇治上神社）、宇治離宮左方長者・右方長者（槇島長者）について分析したが、³² 前述の三浦
論文で渡辺党と比較検討されている宇治の槇島惣官家について、ここでも改めて取り上げてみた
い。

三浦論文で紹介された槇島惣官家の史料は南北朝時代以降のもので、平安時代から鎌倉時代の
動向については今後の課題とされているが、「光」の一字を襲名し、渡辺党と同様に贅人ないし
はその統轄者として台頭し、南北朝から室町時代にかけて宇治槇島を本貫とする守護代級の武士
団に成長していったものという。注目されるのは、「遠藤系図」が遠藤為方の経歴として伝える
「遠藤為方は撰津国渡辺総（惣）官職の始めであるが、この時、宇治里より渡辺に移住した」と
いう記述であるという³³。ここから、淀川のほぼ両端に惣官職が設置されたのは平安時代末以降
のこととしても、それ以前の少なくとも10世紀の段階で、淀川に何らかの関係をもつ贅人の二
つの集団がいたと推測している。

実は槇島氏の平安・鎌倉時代の存在形態については、林屋辰三郎が芸能史という観点から、楽
人でもあったことを指摘している³⁴。古代、律令制下の音楽教習機関としては、治部省に属する
雅楽寮があった。しかし、雅楽寮が衰退していったため、10世紀前半に楽所が常設されるよう
になったが、大内・南都・四天王寺のいわゆる三大楽所のうち、南都楽所の中核となったのは、
興福寺に属する左舞人の狛氏、東大寺に属する右舞人山村氏などであった。この狛氏の系譜につ
いて、『楽所系図』は好行をもって祖としている。彼は大唐・高麗・新羅・百済等舞楽師であり、

大宰府庁舞師であったとしているが、その後右近府生葛古、雅楽属衆古を経て、冷泉天皇の時(950-1011、在位 967-969) 雅楽允左近府生狛衆行が勅によりはじめて興福寺雑掌となり、その後雅楽允であった斯高・真高・真行を経て、左近将監光高が第一代の楽所の右方舞人を務めたという。

1048年(永承3)正月、狛光高は元日節会雅楽寮の立楽に列なり、一鼓を打ったが、80余歳の高齢であったので上下はこれを憐れんだという³⁵。その子左近将監則高、則高の子狛光季も、多氏³⁶とともに史料にみえている。1227年(嘉禄3)6月に音楽生藤原孝道が著した『雑秘別録』によると³⁷、この光季から出た光則―則助―光助―光行は、宇治槇長者と記されているが、この槇長者は宇治神社の脇神主である。1281年(弘安4)山城国宇治神社の祭礼である離宮祭に、長者光康が召されているが、『楽所系図』によると、光康は狛光行の孫である。おそらく右方長者といわれた槇長者は、狛光季・光則の頃に狛氏が世襲することになっていたと推測され、1102年(康和4)正月の内大臣饗応に万歳楽を演じたり、1104年(長治1)3月の宇治平等院舞楽に龍王を舞ったりしたという狛氏の楽人としての活動は、長者としての存在形態と切り離せない。さらに、1154年(久寿1)に左近府生光助が興福寺より大内楽所に転じたが、その系譜に姓を酒波と改めるとあることは、宇治神社の旧社家であった長者・酒波の両家と符合するもので、光助の時に酒波家は脇神主として固定したものとされる。1468年(応仁2)の離宮祭の行列次第でも、神輿3基の次に社官4人、次に槇長者、さらに宇治長者がいずれも布衣馬上で続いているが、この槇長者については、社官槇島のことであると明記されている。

この林屋説を承けて、さらに楽人狛氏と真木島長者について考察を進めたのが、網野善彦の「宇治川の網代」である³⁸。狛光康の祖光貞は、「宇治網代目代」で、宇治網代に携わった上下賀茂社真木島供祭人の贄人を統轄した真木島村君・離宮社長者は、楽人狛氏であった。さらに、真木島の地が宇治川流域における交通の拠点であり、ここに渡しがあり、雑船がおかれ、川関も置かれていた事実を考慮するならば、真木島村君・長者・惣官である狛氏は、網代の贄人・魚貝の商人だけでなく、宇治川の水上交通に携わる人々を掌握していたと推測される。網代漁が殺生禁断によって衰えていった鎌倉後期以降、真木島住人の活動は水上交通や宇治川の関務の掌握に比重が移り、真木島氏も川の武士団として勢力を振るうことになったという。

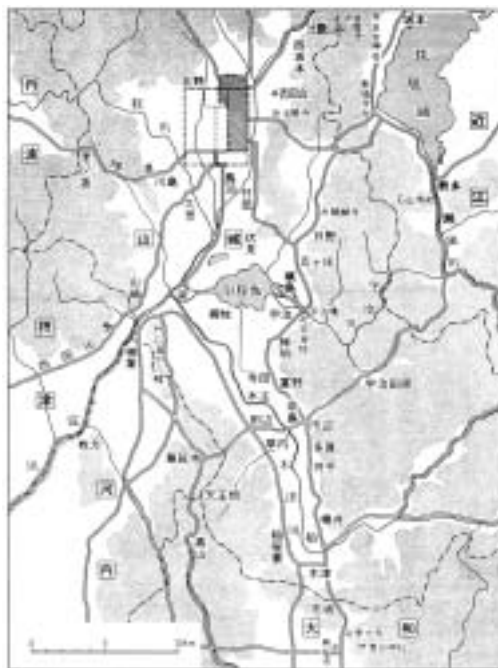
また、苅米一志の「宇治網代の形成」は、賀茂社が海上守護神および漁神の性格をもつ祭神鴨玉依姫を全面に打ち出しつつ、水辺の御厨・荘園の漁民の信仰を引きつけていったとする。集積された御厨は水上交通によって結びつけられ、交通体系上の「点」として機能していたが、瀬田川を介して琵琶湖につらなり、また巨椋池・木津川を介して大和へつらなる水上交通上の要所であった宇治槇島は、その交通体系上のセンターであったと推測している³⁹。宇治槇島長者(離宮社右方神主)と舟運の責任者であったらしい宇治長者(離宮社左方長者)は、ともに狛氏で、槇島の地は基本的には摂関家領である富家殿⁴⁰に付属した土地として把握されていたと考えられ、狛氏の宇治への定着は、摂関家からの槇島郷神主(長者)職補任によるもので、狛氏は広義の御厨である宇治槇島の領主であったと推論する。狛氏は宇治離宮祭で長者として祭祀や馬上役の差定を掌っていたが、1104年(長治1)3月3日に、宇治平等院一切経会で狛光季が青海波・散手

を舞い、1151年（仁平1）9月17日の春日若宮御祭では、狛光行・光時が相撲を奉納していることも、興福寺楽人・南都楽所の舞人としての狛氏が、撰閑家との結びつきのなかで、領主となっていったことを示す。苅米一志は、中世前期の槇島長者と中世後期の武士団をつなげることに慎重で、槇島長者と真木島姓を名乗る惣官との厳密な系譜関係は明らかでないとするが、南北朝期に槇木島長者が武士に近い活動を展開していたことや、文明頃に「宇治長者美作守光則」と名乗る武士が確認できることなどから、結論的には、両者の系譜が継続することを認めている。

槇島氏の活動は、三浦圭一が提起したように、室町時代の将軍、あるいは管領の家人としての活躍につながっていくが、室町時代に、狛氏が興福寺領^{こまのしょう}狛野荘（京都府山城町大字上狛・^{かみこま}椿井付近）^{つばい}⁴¹に拠っていたことが注目される。当地の椿井大塚山古墳は、奈良県箸墓古墳と比較されるほど著名な南山城最大の前方後円墳であり⁴²、この地域の歴史的重要性を示している。6世紀後半から、南山城地方（相楽郡）には高句麗系の狛氏一族が多く居住し、木津川からの上陸地点に、外交客館としての相楽館が存在していた。大狛郷や下狛郷などが、『和名抄』に存在するのは、狛氏一族の分布がかなり濃密であったことを示しているという⁴³。

木津の歴史で重要なのは、藤原京や平城京の造営に、近江国からの檜材が利用されたことで、材木は筏に組んで、瀬田川から宇治川を下り、巨椋池を経て木津川を遡り、木津の泉津（のちの木津）に集められ、そこから奈良山丘陵を越えて奈良盆地に運ばれた。平城京建設以後、木津は奈良の外港となった。1180年（治承4）末の平氏による南都焼討後、翌1181年（養和1）8月に、僧重源は造東大寺大勧進職となり、南都の復興にあたるが、東大寺（別所）木津木屋所のうち、木屋敷一処が重源の進退になっている。この時は、とくに周防国からの用材が重要で、瀬戸内海を通して運送されてきた材木は、淀川から木津川を遡って木津に到着した。重源が当地にみずから基地を置かなければならなかった必然性が理解される。

応仁の乱以降の狛野荘は、南荘（上狛）と北荘（椿井）に分かれ、支配体制についても、上狛が筒井氏被官の狛氏、椿井が古市氏被官の椿井氏に支配され、下司・公文両職を「狛山城守」（代官は林某）が持っていた（『大乘院寺社雑事記』文明12年5月3日・4日、6月6日条）⁴⁴。山城町上狛には環濠集落の跡（通称大里）が残り、伝狛氏の居館跡も残っている。さらに、狛野荘地域のちょうど中央に位置する山城町上狛の小林家は、狛文書を所蔵している。狛文書には、1470年（文明2）7月28日の狛山城守宛細川勝元感状や、1499年（明応8）9月13日の狛孫左衛門尉宛細川政元奉行人奉書、また、1530年（享禄3）10



山城国一揆の要図（『宇治市史2』356頁より）

月 15 日の狛殿宛筒井順興書状などが含まれている⁴⁵。

戦国時代の始まりとされる応仁の乱は、1467年（1467）1月から11年間に及んだが、南山城では、狛氏は筒井氏被官として東軍の畠山政長に属し、椿井氏は古市氏の被官として西軍の畠山義就に属した。翌1468年閏10月、木津氏等東軍方の山城国16人衆は、興福寺領狛野荘を押領した。狛野荘加地子方は興福寺仏地院の旧領であったため、興福寺では学侶・六方衆が神水集会している。同年11月、興福寺は山城以下寺社領押領の輩（国人等）を祈祷によって呪詛し、ついで幕府に訴えているが、これも狛野荘の故であった。1470年（文明2）7月、東西両軍が南山城で戦い、東軍が負けたため、宇治大路氏は西軍に降参し、槇島氏は没落して白川別所⁴⁶（宇治市白川）に引き籠もった。細川方被官の山城国16人衆は降陣したり、没落したりした。わずかに、木津氏・田辺氏・井手別所氏・狛氏が、自分の城を守っているという有様であった。西軍の椿井氏さえも、古市氏を頼って没落している。椿井氏がふたたび史料にみえるのは、1484年（文明16）12月、興福寺維摩会の勅使を木津執行春鷹と椿井氏が宇治に出迎えた時である。これは路次が物騒なため、警護を命じられたものであった。

1485年（文明17）には日照りによる干魃がおこり、7月30日には、大和国惣国百姓等が法隆寺にあてて年貢免除の徳政を願い出ている。8月から9月にかけて、山城・大和の馬借（運送流通業者）が奈良を攻めて徳政令を要求しているが、交通・流通の要衝である木津の馬借も指導的役割を果たしたと思われる。この年の10月から12月にかけて、両畠山軍が南山城に在陣し、当地の国人等是对応を迫られたが、木津氏などは双方に軍勢を出している。10月14日頃、山城国内に畠山義就方の城は10箇所ばかりあったが、そのなかに狛下司の跡の城や椿井城があげられ、古市氏は狛城の西に陣を取っている。ついに、12月11日、上は60歳、下は15・16歳の山城国人が集会し、一國中の士民等も群集して、両畠山軍が山城から撤退することや、寺社本所領は元のように支配させること、新関等は一切立てないことなどの惣国の方針を正式に定めた。13日にも国人は群集し、12月17日には古市澄胤が63日の在陣を終えて山城より帰陣、筒井順慶も、十市・越智氏も同じく退散している（『大乘院寺社雑事記』）。翌1486年（文明18）2月13日、山城国人衆は宇治平等院に会合し、國中掟法を定めている。この山城国一揆の時、南山城3郡（綴喜・相楽・久世郡）における36人（38人ともし）の国人衆が主体となったが、そのなかには狛氏も含まれていた⁴⁷。

宇治の長者としての槇島氏は楽人としての狛氏に系譜を引いていたが、室町・戦国時代における狛氏の存在形態は、このようなものであった。

終わりに—中世の武士とはなにか—

このようにみえてくると、中世の武士とはなにか、武士団とはなにかについて、根本的に考え直さなければならないと思われる。問題は大きくみて二点あると思う。

第一に、現在の武士論は武士の成立を中心に論じられているが、中世の武士論というからには、中世の時代全体を通じての論議・検討が必要だという点である。高橋説を例にあげれば、ヨーロッパにおける騎士身分が基本的には国王権力によって認可されるものであったのと同様に、武

士は王側近の武力から生まれ、主に都と辺境に配置され、必要に応じて諸国に派遣された存在であり、王権が武士身分を認証する。また、鎌倉幕府成立以後の武士身分については、すでに御家人制や侍の研究があり、さまざまな議論が行われている⁴⁸。しかし、南北朝・室町時代および戦国織豊期における武士身分について、従来の武士論との統一的理解が成立しているだろうか。中世の身分制論というからには、王権ないし将軍権力による武士身分の認証という問題は避けて通れない。しかし、武士身分が固定しているという視点ではなく、中世を通じて武士が発生するという視点で問題を検討すれば、高橋が否定する「在地領主」的武士論が必要になってくると考える。

第二に、中世前期に問題を限っても、武士身分が武によって王権に奉仕することを通じて社会的分業を担うというだけで、武士の社会的分業の位置づけは出来ない。すでに摂津渡辺党の分析で見たように、彼らの社会的分業における役割は多面的であり、この多面性こそが中世社会の特質であると考えられる。山城榎島氏・粕氏の例も同様で、宇治網代・鶴飼等の漁業や交通・流通といった社会的分業を通じて王権や権門に奉仕しつつ、舞楽を家業とする芸能の専門家でもあった。戦国時代には、室町幕府管領家の被官・国人として武士団を構成するが、応仁の乱終結後、南山城3郡における惣国一揆では、36人の国人が民衆（土民等）の支持も得て、自治体制を形成・運営するのである。

淀川右岸の山崎津を有する石清水八幡宮大山崎神人等も、鎌倉時代には8人の長者衆によって統轄され、山城・摂津国境に位置する上下十一保の惣町を形成していた。中世後期には室町幕府から保護された荏胡麻油の特権的座商人として繁栄し、戦国時代には京都西郊の要衝に位置する武装集団として活躍する。1582年（天正10）6月2日の本能寺の変直後、秀吉が天王山に城を築き、大山崎を城下町とした事実も重要である。2年後秀吉は大坂城に移ったが、1589年（天正17）に大山崎は合計489石余の石高を与えられている。江戸時代には、家康をはじめ代々の将軍から安堵され、中世からの自治と遺制を守り、次第に離宮八幡宮の神領化していった⁴⁹。このようなさまざまな事例を通じて、中世全般における武士論を検討することが、これからの課題になると考える。

（2004年9月29日成稿）

註

- 1 山王祭は東京都千代田区にある日枝神社の祭礼。1681年（天和1）以後、神田明神の神田祭と隔年で行うことになり、神田祭とともに江戸二大祭とされた。
- 2 本田安次「天神祭とお迎人形」（大阪天満宮史料室編『大阪天満宮史の研究』、1991年、思文閣出版）。高島幸次「天神祭の成立と発展」・明珍健二「よみがえった天神丸と御迎人形」（大阪天満宮文化研究所編『天神祭一火と水の都市祭礼一』、2001年、思文閣出版）。米山俊直『天神祭一大阪の祭礼一』（1979年、中公新書）。
- 3 渡辺は「祓所であるとともに、鴨川や平安京の東西南北、淀川流域において祓われたすべてのケガレが、最後に『日本』全体の祓所たる難波の海に流れ込むのを見とどける、重要地点

- だった」としている。高橋昌明『酒吞童子の誕生』、1992年、中公新書。武田佐知子「天神祭の起源をさぐる」、『天神祭一火と水の都市祭礼一』所収、2001年。
- 4 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』所収、1999年、東京大学出版会。高橋の武士論について論じる場合、とくに断らないかぎり、この著書を典拠にしている。
 - 5 職人的武士（団）という規定については、網野善彦の著作が代表的なものである。
 - 6 『歴史公論』8号所収。
 - 7 1946年、伊藤書店刊。1957年、東京大学出版会より改版。1985年、岩波文庫版。
 - 8 鈴木良一『純粹封建制成立における農民闘争』、1949年、日本評論社。
 - 9 戸田芳実については、その研究の軌跡を、具体的に検討したことがある。小西「戸田芳実の都市論・交通論について」、『中世都市共同体の研究』所収。
 - 10 『部落問題研究』33輯、1972年。のちに『日本中世の国家と宗教』所収。また、『黒田俊雄著作集 第6巻 中世共同体論・身分制論』所収、1995年、法蔵館。
 - 11 大阪歴史学会編『ヒストリア』第39・40号合併号、1965年。のちに、三浦圭一『中世民衆生活史の研究』所収、1981年、思文閣出版。
 - 12 渡辺綱は嵯峨天皇から五代の孫にあたる嵯峨源氏の出身とされるが、仁明天皇四代の孫源敦の養子になったとされることから、仁明源氏と称せられることもある。
 - 13 竹内理三「成功・栄爵考」（『律令制と貴族政権 II』）所収、1958年、御茶の水書房。のちに、『竹内理三著作集 第五巻 貴族政治の展開』所収、1999年、角川書店）。
 - 14 渡辺党出身の遠藤盛遠は北面武士で、出家して文覚上人になったといわれる。『源平盛衰記』巻19には、遠藤盛遠が17歳で渡辺橋供養の奉行を務めたことを記す。
 - 15 「南無阿弥陀仏作善集」（『小野市史 史料編I』第4巻所収）には、「渡辺橋并長柄橋等結縁之」と記され、鎌倉初期にこの地に渡辺別所を開いた東大寺の俊乗房重源が、結縁を募って渡辺橋と長柄橋の架設あるいは修造をおこなった。重源は渡辺党出身だとするのが自然であるが、いずれにしても、当地の架橋や修造は、渡辺党ぬきでは不可能である。
 - 16 津村郷の地は、大阪市東区淡路町・瓦町・備後町のそれぞれ5丁目にあたる。中世には渡辺党の支配下にあった。永島福太郎「渡辺惣官と渡辺・難波」、大阪文化研究所編『上方文化』創刊号所収、1961年。
 - 17 年月日未詳の御厨子所被管等重訴状案、「大谷氏所蔵文書」。河内国大江御厨には、治暦・延久の頃（1065-69-74年）に執行職もあった。
 - 18 検非違使は、単に軍事・警察を掌ったのではなく、ケガレ=キヨメを管掌したのでであると明確に主張したのは、丹生谷哲一『検非違使 中世のけがれと権力』である。1986年、平凡社選書。
 - 19 戸田芳実「御厨と在地領主」（木村武雄編『日本史の研究』）所収、1970年、ミネルヴァ書房。のちに、戸田芳実『初期中世社会史の研究』所収、1991年、東京大学出版会）。
 - 20 「渡辺惣官家文書」、『大和下市史 資料編』所収、1974年。
 - 21 1371年（応安4）5月の楠木正儀安堵状に、「当所堀屋敷」とあり、1401年（応永8）12月の

- 撰津守護代某遵行状に、「西成郡難波地頭屋敷壺町捌段大廿四分」とある（「渡辺惣官家文書」）。永島福太郎「難波渡辺惣官と渡辺津」、『大阪の歴史』20号、1987年。
- 22 「渡辺惣官家文書」参照。上津見保は仁和寺領。この時、勲功の賞として越後新田党の滝口蔵人の知行として宛行われているのが、渡辺惣官照である。
- 23 『新修大阪市史』第2巻、503頁参照。永島福太郎は、この論旨は渡辺惣官照法師が南朝に訴えたもので、天王寺に別当宮親王が入寺していたことが解るとする。註16の論文参照。
- 24 1237年（嘉禎3）8月5日、四天王寺前執行明順くみに与する悪党100余人が四天王寺に乱入して放火を企てた時、渡辺惣官がこれを阻止しようとして合戦となり、寺の境内は死骸で一杯になったと『百練抄』に記す。
- 25 「撰津国古文書」、『尼崎市史』第4巻所収。
- 26 堺津の史料的首見は、鎌倉時代初め頃、日吉社聖真子神人等を兼ねる蔵人所供御人の鋳物師が廻船で泉州堺津から発着したという「経光脚記紙背文書23」のなかの後欠文書である。また、堺は大小路を国境として、撰津堺北荘と和泉堺南荘に分かれていたが、堺北荘の荘園領主は1173年（承安3）建立の最勝光院で、鎌倉初期の領家は今林准后（西園寺実氏妻四条貞子）であった。堺南荘については、1304年（嘉元2）、後深草上皇から天王寺遍照光院并葺屋・堺等荘が、子伏見天皇の中宮永福門院（1271-1342）に譲られ、堺荘は遍照光院役を怠るなど命じられている。小西「戦国都市堺の形成と自治」（『中世都市共同体の研究』所収、2001年、思文閣出版）参照。
- 27 この池永氏は、15世紀に遣明貿易で巨富を貯えた貿易商人湯川宣阿の一族である。宣阿の子息と思われる湯川新兵衛が、すでに池永入道と呼ばれている。また、1564年（永禄7）に池永修理と推測される堺の豪商が、『天王寺屋会記』にみえている。註26の小西論文参照。
- 28 永島福太郎「渡辺惣官と渡辺・難波—中世大阪史の一齣—」、『上方文化』創刊号、1961年。
- 29 網野善彦「惣官」について」の註（9）参照、『日本中世の非農業民と天皇』（1984年、岩波書店）215頁。
- 30 4代将軍家綱の側用人を務めた渡辺吉綱は、武蔵国比企郡内等3500石が本領であったが、1661年（寛文1）大坂定番となり、河内国・和泉国で1万石を加増されて大名となった。孫の基綱は1698年（元禄11）に近江国に移封されたのを機に、和泉国大鳥郡大庭寺村おぼでら（堺市）に居所を移し、大庭寺藩が成立。1727年（享保12）に泉郡伯太村（和泉市）に陣屋を移し、伯太藩が成立。以後明治初年の渡辺章綱まで9代、150余年在封した。『角川日本地名大辞典27 大阪府』（1983年）、『日本歴史地名大系28 大阪府の地名 II』（1986年）等参照。
- 31 『門真市史』第2巻、1992年。「水走氏再論」、『中世都市共同体の研究』所収。
- 32 「中世都市の保について」、『大阪樟蔭女子大学論集』39号、2001年。
- 33 三浦圭一『中世民衆生活史の研究』10頁、1981年、思文閣出版。
- 34 林屋辰三郎『中世芸能史の研究』第一章 雅楽の伝統と楽所』262～263頁参照、1960年初版、岩波書店。
- 35 『春記脱漏補遺』永承3年正月1日条。

- 36 大内楽所の多氏は大和国十市郡多郷を本貫とし、一族が多神社（奈良県田原本町や桜井市）の神主を務めていたと思われ、右近衛府生等の下級武官に任じられ、楽人を世襲していた。
- 37 『新校群書類従』第15巻所収。
- 38 『日本中世の非農業民と天皇』所収、1984年、岩波書店。
- 39 「宇治網代の形成」、『史境』23号所収、1991年。また、苅米『荘園社会における宗教構造』「第二章 荘園社会における神祇の複合構造—山城国宇治・槇島郷を素材として—」を参照、2004年、校倉書房。
- 40 富家殿とは宇治郡で、現在の宇治市五ヶ庄域に比定される近衛家領荘園。藤原忠実（1078 - 1162）の別業「富家」を中核に形成された。室町後期頃から同家領岡屋荘と共に五ヶ庄に解消されていく。『講座日本荘園史 7 近畿地方の荘園Ⅱ』参照、1995年、吉川弘文館。
- 41 1265年（文永2）に関白一条実経の春日参詣の際に、道普請役および船役が狛野荘荘民に課せられたから、これ以前に興福寺領狛野荘は成立していた（『御参宮雑々記』）。
- 42 椿井大塚山古墳から出土した36面以上の銅鏡のなかでも、三角縁神獸鏡33面は特によく知られている。『木津町史 本文篇』43・44頁参照。また、京都大学文学部博物館図録『椿井大塚山古墳と三角縁神獸鏡』（1989年）参照。
- 43 『木津町史 本文編』129～139頁参照、1991年。『木津町史 史料篇Ⅰ』、1984年、参照。
- 44 鈴木良一「山城国一揆と応仁の乱」、『日本中世の農民問題』、1971年、校倉書店。
- 45 2001年7月30日、戦国・織豊期研究会（当時の代表は、新潟大学教授矢田俊文）に参加して、山城町から木津町まで歩いて各史跡を巡るとともに、小林家で柏文書を閲覧した。
- 46 宇治郷南方、宇治川左岸に位置し、宇治川の支流白川および寺川に沿う小盆地付近。12世紀初頭、後冷泉天皇の皇后四条宮寛子（藤原頼通女）が金色院を創建し、金色院十六坊として、天台宗僧侶の別所とされていたらしい。現在、跡地には鎮守白山神社・惣門などが残っている。『日本歴史地名大系 26 京都府の地名』（1981年、平凡社）参照。
- 47 椿井懐専がこの国一揆に関連して、1485年12月29日に（『政覚大僧正記』では12月28日に）河内の畠山義就の屋形で切腹したため、弟の円城坊が急いで河内に旅立った。椿井氏は国一揆成立の責任を取らされたものと考えられる。中津川敬朗は、椿井懐専が国一揆の成立にかなりの力で動いたことが明らかだとする。『木津町史 本文篇』452・453頁参照。国一揆が成立した翌年の1486年（文明18）4月19日に、国一揆の施政方針通りに、興福寺仏地院の直接支配になった狛野荘加地子方について、下司狛山城守が加地子帳を興福寺に差し出している。紛れもなく狛氏は国一揆のメンバーであった。しかし、1492年（明応1）、国人衆100人が同意した新関設置について、木津荘と狛野荘が領主に訴えているから、国一揆内部の利害が対立し始めていた。なお、この国一揆の研究史については、森田恭二「山城国一揆」再考」（有光友学編『戦国期権力と地域社会』所収、1986年、吉川弘文館）に詳しい。
- 48 田中稔『鎌倉幕府御家人制度の研究』、1991年、吉川弘文館。御家人制研究会編『御家人制の研究』、1981年、吉川弘文館。
- 49 小西『中世都市共同体の研究』第1・2章、「都市大山崎の歴史的位置」（『大阪樟蔭女子大学

論集』第39号、2002年) 参照。